

新居浜工業高等専門学校情報教育センター運営委員会規程

平成15年2月12日規程第4号

最終改正 平成31年3月8日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校情報教育センター（以下「センター」という。）規程第5条第2項の規定に基づき、情報教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター規程第3条に掲げる事項
- (2) センターの年度計画に関する事。
- (3) その他センターの運営に関する事。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総務課長
- (4) センター長が必要と認めた者

- 2 前項第4号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副センター長がその職務を代行する。

(委員以外の職員の出席)

第4条 委員長は必要に応じ、委員以外の職員を運営委員会に出席させることができる。

(報告)

第5条 委員長は運営委員会における審議の結果を、必要に応じ、運営会議に報告する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日 一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。